

政令第 号

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会の名称、位置及び管轄区域等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会の名称、位置及び管轄区域等に関する政令（昭和二十四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

名称	位置	管轄区域
札幌地方国有鉄道調停委員会	札幌市	日本国有鉄道札幌鉄道管理局、旭川鉄道管理局、釧路鉄道管理局及び青函鉄道管理局の所管区域
仙台地方国有鉄道調停委員会	仙台市	日本国有鉄道仙台鉄道管理局及び盛岡鉄道管理局の所管区域
東京地方国有鉄道調停委員会	東京都	日本国有鉄道東京鉄道管理局、高崎鉄道管理局、水戸鉄道管理局及び千葉鉄道管理局の所管区域
名古屋地方国有鉄道調停委員会	名古屋市	日本国有鉄道名古屋鉄道管理局、静岡鉄道管理局及び金沢鉄道管理局の所管区域
大阪地方国有鉄道調停委員会	大阪市	日本国有鉄道大阪鉄道管理局、天王寺鉄道管理局及び福知山鉄道管理局の所管区域
広島地方国有鉄道調停委員会	広島市	日本国有鉄道岡山鉄道管理局及び米子鉄道管理局の所管区域 <small>（広島鉄道管理局）</small>
高松地方国有鉄道調停委員会	高松市	日本国有鉄道四国鉄道管理局の所管区域
福岡地方国有鉄道調停委員会	福岡市	日本国有鉄道門司鉄道管理局、熊本鉄道管理局、大分鉄道管理局及び鹿児島鉄道管理局の所管区域
新潟地方国有鉄道調停委員会	新潟市	日本国有鉄道新潟鉄道管理局、長野鉄道管理局及び秋田鉄道管理局の所管区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

この命令の施行の條規に國有鉄道調停委員會に^{係屬}まついては、なお従前の例による。

裏面白紙

理由

日本国有鉄道の後編の改革に伴い、地方に直される国有鉄道調停委員会
の管轄区域を改める必要があるからである。

裏面白紙

参考資料

公共企業体労働関係法

(調停委員会)

第二十條

3 地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基づいて、政令で定める。

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会の名称、位置及び管轄区域等に関する政令

別表 第一

名称	位置	管轄区域
札幌地下国有鉄道調停委員会	札幌市	日本国有鉄道札幌鉄道局、旭川鉄道局及び釧路鉄道局の管轄区域

仙台地下国有鉄道調停委員会	仙台市	日本国有鉄道仙台鉄道局の管轄区域
東京地下国有鉄道調停委員会	東京都	日本国有鉄道東京鉄道局の管轄区域
名古屋地下国有鉄道調停委員会	名古屋市	日本国有鉄道名古屋鉄道局の管轄区域
大阪地下国有鉄道調停委員会	大阪市	日本国有鉄道大阪鉄道局の管轄区域
広島地下国有鉄道調停委員会	広島市	日本国有鉄道広島鉄道局の管轄区域
高松地下国有鉄道調停委員会	高松市	日本国有鉄道四国鉄道局の管轄区域
静岡地下国有鉄道調停委員会	静岡市	日本国有鉄道東海鉄道局の管轄区域
新潟地下国有鉄道調停委員会	新潟市	日本国有鉄道新潟鉄道局の管轄区域